## 議案第49号

墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、墨田 区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
墨田区なりひら	東京都江東区亀戸三丁目36番1	令和3年4月1日から令
高齢者在宅サー	3号	和8年3月31日まで
ビスセンター	社会福祉法人カメリア会	
	理事長 湖山 泰成	

## (提案理由)

墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要がある。